

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役
(President & Managing Director)
久保田 健太郎
(Kentaro Kubota)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA
アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 小塚 満里鈴

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1551

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間（2020年8月5日から2021年9月3日まで）
各本受益権（以下に定義する。）ごとに、500億円を上限とする。
* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月20日付で提出した有価証券届出書（訂正を含む。）の記載事項について、2021年6月25日に野村ホールディングス株式会社が有価証券報告書を提出したことに伴い、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第五部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

（1） 当該会社が提出した書類

3【訂正箇所】

（注）訂正箇所は、主要な財務数値の箇所を除き、____ 罫で示しております。

第三部【追完情報】

<訂正前>

1 事業等のリスク

発行会社が2020年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および2020年12月23日に関東財務局長に提出した半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日（2021年2月16日）までの間における、変更および追加事項は以下のとおりである。

変更および追加事項については、____ 罫で示している。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日（2021年2月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

<当社固有のリスク>

（1）オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に係るリスクを含んでいる。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

（2）市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

市況の低迷等に伴う業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

<野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。特に、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後も、世界的な混乱および経済活動の縮小が継続した場合、野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。このような状況が長期化した場合、ビジネスの継続や収益にどの程度の影響が生じてくるのかは極めて不確実で予測の難しい状況にある。さらに、日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等は、野村グループの事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化など、環境の変化が野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。

なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにとともなう金利や利回りの変動等

が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。例えば、日本の低金利環境が継続することによるフィクスト・インカム収入の低下などが挙げられる。

新型コロナウイルスの流行が、野村グループのビジネス、顧客および従業員に悪影響を及ぼしており、今後も継続する可能性がある

2020年の新型コロナウイルスの世界的流行とそれに伴う各国政府による感染拡大防止策により、株価の急落・金利の乱高下・ボラティリティの高まり・クレジット・スプレッドの急拡大等の混乱など、不確実性の高い状況が継続することが予想される金融資本市場を中心に、野村グループを取り巻く経営環境は厳しさを増している。

英国による欧州連合離脱は、野村グループのビジネスに各種の影響を与える可能性がある

2020年1月31日、英国は英国および欧州連合間(以下「EU」という。)の離脱協定に基づき、EUを離脱(以下「Brexit」という。)し、2020年12月31日には、EU法および諸規定が英国に適用される移行期間(以下「移行期間」という。)が終了した。英国およびEUは、移行期間の終了前に両国関係を規定する貿易協力協定を締結したが、この協定は金融業界を包括的に取り扱うものではないため、Brexitが野村グループの事業に及ぼす影響については依然として大きな不確実性が継続している。

野村グループは、ロンドンを地域本部として、欧州において大規模なビジネスを展開しているため、Brexit後もEUおよび英国で継続中の金融サービスに係る交渉結果は野村グループのビジネスに対し各種の影響を与える可能性がある。移行期間の終了後は、野村グループの規制ビジネス活動は、ロンドンに設立した証券会社であるノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー(以下「NIP」という。)およびドイツ連邦共和国に設立した許認可証券会社であるノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー(以下「NFPE」という。)を中心に行われている。これまではNIPがEU単一市場法制に基づきすべての欧州経済領域(以下「EEA」という。)に対してアクセス(以下「パスポート権利」という。)を有し、これらの地域に対してクロスボーダー・サービスを提供していた。しかし移行期間の終了とともに、NIPはEEAへのパスポート権利を喪失し、NIPによるサービス提供の継続を認める特定の国における適用除外措置が存在する場合を除き、NFPEがすべてのEEAの顧客に対してサービスを提供している。

何らかの代替案策定がなされることなしにこれらの適用除外措置が失効した場合、または、顧客がNFPEへの移管を希望しない場合、野村グループの欧州地域ビジネスにおける収入および収益性が影響を受ける可能性がある。当該状況は、その他の欧州地域のグループ各社にも同様に当てはまるものである。また、更なる潜在的なリスクとして、2021年にも継続的に実施されているNFPEへの欧州顧客の移管が円滑に進まない可能性や、NFPEがNIPと同水準のサービス提供を行うことができない可能性が存在する。さらに、既存の適用除外措置の失効や、英国とEUの間で締結されている金融サービス業界のその他の領域に関する合意の欠如は、欧州地域における野村グループの事業に影響を及ぼす可能性がある。これに加えて、以下に記載するとおり、欧州地域には野村グループのビジネスに影響を及ぼし得る不確実性が多く残っている。

例えば、不確実性の継続は、英国および広く欧州地域の金融システムの安定に影響を与える可能性がある。この場合、市場の混乱および増加したボラティリティは、とりわけ短期的に野村グループの財政状態の管理に対し、潜在的に厳しい流動性および業務遂行上の圧力をともない、野村グループのビジネスに影響を与える可能性がある。例えば、このような状況を受けて市場参加者が取引・活動を延期またはキャンセルする可能性があり、その場合、結果として野村グループの収入および収益性も影響を受ける可能性がある。

英国およびEU間の将来協定の内容により、広く金融システムおよび欧州地域の規制・監督制度が大幅に変更される可能性があり、結果として野村グループのビジネスも影響を受ける可能性がある。特にユーロ通貨建て金融取引は、金融市場インフラストラクチャーのロケーションや流動性供給、プライシングの各側面において今後影響を受ける可能性がある。また、新しい規制・監督制度の内容次第では、金融機関および金融市場インフラストラクチャーにかかる事業活動要件が、すべての市場参加者にとってより厳しいものとなる可能性がある。

このような、より広範な金融システムにおける関連規制・監督制度にかかる変更は、金融市場の分断化を加速させ、結果として、事業コストの増加を招き、野村グループの収益性も影響を受ける可能性がある。そのような事業コストの増加は、規制資本、流動性、ガバナンス、リスク管理およびエンティティ設計のような規制要件の導入または改正を含む多くの要件に起因し発生する可能性がある。

全体的に、英国およびEU間の最終的な関係性の形態は、政治・経済の両面において長期化する多くの不確実性をもたらす。また、地域外の市場に対しても一定程度の影響を及ぼす。これらの不確実性は、場合により貿易摩擦等の他の環境変化とも合わせて、世界経済の成長およびグローバルな金融安定にさらなる下降圧力を加える可能性があり、結果として、金融市場における流動性の低下、さまざまな資産クラスにおける予期せぬボラティリティの高まり、資金調達コストの上昇、投資活動のリスク回避傾向の助長およびマイナスの企業マインドをもたらすことが予測されるが、これらすべてが野村グループのビジネスに影響を与える可能性がある。

野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低手数料率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

2020年の新型コロナウイルスの世界的流行を契機として、投資銀行業務の市場環境は厳しさを増しており、投資銀行収益は大きな影響を受けている。将来的にはM&A案件やその他の投資銀行業務の大幅な減少による収益への影響が予想される。

野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある

電子取引システムは、野村グループのビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムである。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となる。電子取引における競争は激化しており、競合他社における大幅な手数料の引き下げや無手数料取引の導入は、野村ホールディングスの電子取引収益だけでなく収益全体を圧迫する可能性がある。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村グ

ループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少することが予想される。電子取引の利便性により取引量は今後増加する可能性があるが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村グループの収入が減少する可能性がある。野村グループは今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定であるが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性がある。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等でトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバース・レポも含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産のポジションの価値に影響を与える場合があり、それぞれ下落はロング・ポジションに、上昇はショート・ポジションに影響を及ぼす可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産の価格変動により、また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをすることにより、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティの変化により作り出される。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュー・アット・リスク (以下「VaR」という。) で計測されるリスク量が上昇し、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資にともなう高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村グループの格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それにとまなう収益性の低下を招く可能性がある。2020年3月31日現在、1ノッチないし2ノッチの格下げがあり、それ以外の変化はなかったと想定した場合、野村ホールディングスが、デリバティブ契約に関連して、追加担保提供を求められる見積もり合計額は、それぞれ約55億円と約643億円である。

LIBORから代替金利指標への移行等が、野村グループのビジネスに不利に影響する可能性がある

野村グループは、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) などの銀行間取引金利 (IBORs) を変動金利として参照する金利スワップをはじめとしたデリバティブ取引や、債券等の引受・販売を行っている。LIBORを不正に操作する事件が2012年に発生したことを受け、2017年7月27日、LIBORを規制する英国金融行為規制機構 (以下「FCA」という。) の長官は、2022年以降、FCAは銀行に対して、LIBOR算定のための金利を呈示する依頼や強制を行わないと発言し、LIBORの2022年以降の存続が保証されないことを示唆した。その後、日本をはじめとした他の各国当局からも、LIBORを参照する金融取引について、代替金利指標へ

の移行や、LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応を求める意向が示されている。そのため、LIBORを参照する契約のほとんどは2021年末までに置き換えられるか、恒久的な公表停止に備えた条項が契約に盛り込まれることが予想されている。しかし、代替金利指標の詳細な仕様については各国で議論が続けられている状態であることに加え、移行にともなって適用される金利指標の計算方法の変更や、締結される契約や適用される会計処理の変更等により、システムの改修やオペレーションの変更、顧客への情報開示等への対応にかかる追加的な費用やリスクの発生、LIBORを変動金利として参照するデリバティブ取引や債券等の価格や価格変動性、市場流動性に影響を与える可能性があり、その結果、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性または取引の相手方や取引関係者との紛争や訴訟等が発生する可能性がある。

野村グループは、LIBORを参照する取引を円滑に移行させるため、全社でのLIBOR移行プログラムを開始した。しかしながら、代替金利指標の詳細が定まっておらず、それを参照する取引が市場に普及・定着していないため、今後の動向には不確実性があり、野村グループのビジネスに起こりうる混乱を回避できない可能性がある。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性がある。野村グループは多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。野村グループは、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合がある。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村グループは損失を被る可能性がある。

市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

2020年は新型コロナウイルスの世界的流行とそれに伴う各国の感染拡大対策は世界経済の急速な縮小を招いた一方で、株式市場や金利の乱高下、安全資産への逃避を背景に顧客アクティビティが増加したことでトレーディングビジネスは活況となったが、この傾向がどの程度継続するのかは不透明である。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに

晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。

野村グループのリスク管理方針や手続きが市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性がある。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性がある。その場合、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。例えば、野村グループは、2019年3月期において、ホールセール部門での過去の海外での買収に関連して、81,372百万円ののれんの減損を認識している。

資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。

その内容は以下のとおりである。

野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レガ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付けの低下

上記に加え、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならない可能性があり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。将来格下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測が困難な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2011年3月の東日本大震災、2017年の北朝鮮による核実験実施等にもなう朝鮮半島情勢の緊張の高まり、2018年から2019年にかけての米中通商摩擦、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大のような突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・ 主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・ 野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・ 野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

また、2021年就任の米国大統領および新政権が行う政策・規制の変更や、2020年6月に香港で成立した国家安全法の導入が、アジア全体あるいは世界全体の情勢に大きな影響を与える可能性があり、野村ホールディングスの事業戦略にも変化を及ぼすリスクが高まっている。

野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務を負担することがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。特に昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響や、それに伴う政府の対応を受けて、取引先の債務不履行が増加する可能性がある。貸倒引当金の準備と維持は行っているが、当該引当金は、入手可能な限りの情報に基づく経営者の判断および仮定に基づいている。例えば、2020年3月31日現在の引当金は、取引先の野村グループに対する支払義務の履行能力が新型コロナウイルスの感染拡大による短期および長期的影響をどの程度受けるかに関する一定の仮定を反映したものである。しかしながら、これらの判断および仮定は、不正確であることが判明する可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

- ・ 第三者が発行する証券の保有
- ・ 証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手である金融機関やヘッジファンドなど野村グループの取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、す

すべての情報を手に入れることができない可能性がある。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性がある。

野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の要素が野村ホールディングスの事業に影響を及ぼす可能性がある

企業経営における環境、社会、ガバナンス（以下「ESG」という。）の側面に注目が高まる中、野村グループはこれらの分野における取組みを継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーの観点からも、積極的にその態勢を整えることが必要となっている。ESGへの配慮が充分でない事業活動は、野村グループの持続可能なビジネスモデルの構築を妨げるばかりでなく、中長期的には、気候変動などESG関連のリスクに対する脆弱性を高める可能性がある。

気候変動がもたらす直接的な影響と、それに伴うビジネス環境の変化により野村グループは損失を被る可能性がある。気候変動リスクは物理的リスクと移行リスクの二つに大別される。

- 物理的リスク：自然災害や自然火災、海面上昇に伴う洪水といった気候変動を要因として、野村グループ、顧客、および取引先の資産や事業基盤が毀損したり、運用能力が損なわれたりするリスクを指す。

- 移行リスク：低炭素社会への移行に伴う法規制の強化や外部環境の変化が、野村グループの事業環境に与える影響を指す。これには、各国政府の政策変更や、産業政策、炭素税導入や急速な技術革新により、変化に対応できないビジネスや資産が毀損されるリスクを含む。

金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社、オンライン証券会社との競争が激化している

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年には銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となり、2009年には商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになった。競争力を増した日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。上記に加え、近年はオンライン証券会社の台頭により、競争が一層激化している。野村グループはこうした競争環境の変化に対応するべく、既にいくつかの取組みを行っており、ソーシャルネットワーキングやメッセージサービスプロバイダーを手掛ける会社との事業提携もその1つである。しかしながら、激化する競争環境において、このような取組みが野村グループのシェアの維持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村グループのビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性がある。

金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。近年ではこれら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を一層強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

野村グループの海外ビジネスは想定以上に厳しい環境に立たされており、今後、ビジネス・モデルの再構築が成功しない可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争している。このような競争に向けて、野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきた。一方で、欧州金融機関による市場関連業務からの撤退や各国中央銀行による金融緩和政策等を背景に、市場構造が大きく変化しており、市場全体の流動性も低下している。野村グループは、このような厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めたが、2019年3月期においては、ホールセールセグメント全体のビジネスにおいて厳しい事業環境に直面したことにより、想定を下回る業績となり、それらを受けて81,372百万円ののれん減損を計上することとなった。

2019年4月、野村グループは、オペレーティングモデルのシンプル化、ビジネスポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの再構築を発表した。しかしながら、この戦略が功を奏しなかった場合、またはこの戦略が功を奏した場合であっても戦略を実行するうえで想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じることとなった場合などには、野村グループのビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、この戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村グループのビジネスおよび経営成績に影響を与える可能性がある。例えば、正しくビジネスラインの合理化が進められなかった場合、野村グループは潜在的なビジネス機会を失う可能性がある。さらに、戦略の実行にとまなう人員数や報酬の削減により、野村グループのビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性がある。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村グループがグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性がある。

役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されている。野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村ホールディングスやその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

例えば、2019年3月5日、東京証券取引所(以下「東証」という。))が設置した「市場構造の在り方等に関する懇談会」の委員を務める、株式会社野村総合研究所の研究員(以下「NRI研究員」という。))から、野村證券のリサーチ部門に所属するチーフストラテジスト(以下「ストラテジスト」という。))に対し、東証で議論されている市場区分の見直しについて、上位市場の指定基準および退出基準が時価総額250億円以上とされる可能性が高くなっている旨の情報が伝達され、さらに、当該情報は、同日および翌日に、ストラテジストから、野村證券およびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドの日本株営業担当の社員等に伝達された。また、当該情報を受領した一部の社員は、顧客である一部の機関投資家に対して当該情報を提供した。当該情報提供は、法令違反ではなかったが、野村ホールディングスおよび野村證券やその役職員に対する市場参加者からの信頼を損なう行為で不適切な情報伝達であったといえる。外部有識者による特別調査を経て、2019年5月24日、野村ホールディングスは、上記の不適切な情報伝達が発生したことを踏まえ、再発防止策ならびに野村ホールディングスおよび野村證券の関係役員の役員報酬の一部返上を公表した。さらに、2019年5月28日、野村ホールディングスおよび野村證券は、上記の不適切な情報伝達事案が発生したことにより、金融庁から、責任の所在の明確化、詳細な改善計画策定およびその提出、再発防止策の実施状況の定期的報告ならびにその実効性を定期的に検証して検証結果の報告を求めること等を内容とする業務改善命令を受け、2019年8月28日には、株式会社東京証券取引所より過怠金1,000万円の処分を受けた。

野村グループは、「野村グループ行動規範2020」を2019年12月3日に策定、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする不正行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループは一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合がある。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村グループに対する信頼が損なわれるおそれもある。

利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を特定し対処するための野村グループ利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性がある。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性がある。

野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第116期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 21 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。例えば、米国司法省は、2009年以前に野村ホールディングスの米国子会社の一部が取り扱った住宅ローン担保証券について調査を実施した。2018年10月15日、これらの野村ホールディングスの米国子会社は、調査に関して米国司法省と和解し、480百万ドルを支払うことに同意した。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するための対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理体制の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客(とりわけ公的機関)が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。また、これらの制度改正の詳細および野村グループへの影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制による。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）によるいわゆるバーゼル と呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルの最終規則文書が公表された。また、2012年10月、バーゼル委員会は、国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」という。）に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。2015年12月、金融庁は野村ホールディングスをD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、FSBは、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）に対して破綻時の総損失吸収力（以下「TLAC」という。）を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2018年4月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年3月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表した。野村グループは、現時点ではG-SIBsに選定されていないが、これにより、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書（第116期）の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 16 法人所得税等」を参照のこと。

野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件や不正利用の事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、適用されるポリシーや手続きを定め、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩または不正利用が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から行政処分や罰則を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩（業務委託先による漏洩を含む。）または不正利用により顧客に損失が生じ

た場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、顧客から預かった個人情報の利用が制限されることにより、既存事業や新規事業に悪影響を及ぼす可能性がある。更に、不正漏洩または不正利用の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループのビジネスは、個人および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、過去において、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になってきたが、今後も再び標的になる可能性がある。例えば、2018年6月に、海外子会社において、当該子会社のデスクトップ・ネットワークにマルウェア（不正・有害な動作を行う目的で作成されたソフトウェア）による不正なアクセスがあったことが判明した。それを受けて、野村グループは、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して報告し、また、顧客その他の個人に対してその情報が影響を受ける可能性があることを伝えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の多くがネットワーク技術を利用してリモートワークを行っている。これにより、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となる可能性が高まる恐れがある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならなくなる可能性がある。

自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しているが、想定を上回る規模の災害、武力紛争またはテロ行為等により、野村グループの施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性がある。また、感染症等により役職員による業務遂行に支障が生じる可能性がある。例えば、新型コロナウイルス感染症については、2020年に世界的な感染の拡大が続き、世界保健機関によるパンデミック宣言が発出された。新型コロナウイルスの感染拡大は、日本、欧米や他の地域を含め、都市封鎖の拡大や外出禁止令等の類似の政府要請が世界的に相次ぐ事態を招いた。これらの都市封鎖の拡大等に対応するため、野村グループでは、緊急対応措置を世界各地で実施し、遠隔での勤務環境を整備した。その結果、遠隔での勤務による、監督上の課題を含む予期しないリスクが増大する可能性がある。このような事態の継続は、一部の地域に限定されたとしても社会・経済機能に影響し、野村ホールディングスのビジネスや収益の結果に影響しており、今後も影響が継続する可能性がある。

野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

野村ホールディングスは、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングスの主要なブローカー・ディーラー子会社である野村證券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ビー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル（ホンコン）リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、野村ホールディングスへの資金移動が制限される可能性がある。これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要となる資金調達の方法を制限する可能性がある。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは、プライベートエクイティ投資を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。例えば、2020年3月期においては、新型コロナウイルスの感染拡大による市場の混乱により、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損失164億円および投資持分証券の評価損166億円を認識した。市場の環境によっては、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。米国会計原則では、野村グループが保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。

野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

野村グループは、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供している。

マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、急激な金利上昇にともなうポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。野村グループは、運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドなどを繰上償還、もしくは入金制限する可能性がある。例えば、野村ホールディングスの子会社である野村アセットマネジメント株式会社は、2016年8月末にMMFの運用を終了、同年9月に資金償還した。

さらに、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。

野村グループが提供したこれら商品に損失、繰上償還あるいは入金制限が生じた場合、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

2021年4月27日に発表された本外国指標連動証券の保証会社である野村ホールディングス株式会社の2021年3月期決算短信に含まれる主要な財務数値は以下のとおりである。

連結財務諸表

本財務情報は、原則として、野村ホールディングス株式会社の2020年3月期の有価証券報告書（2020年6月30日提出）および様式20-F（2020年6月30日に米国証券取引委員会に提出された年次報告書）の注記で開示した会計方針に従って作成されている。

（1）連結貸借対照表

(単位：百万円)			
	前 期 (2020. 3. 31)	当 期 (2021. 3. 31)	前期比増減
資産			
現金・預金：			
現金および現金同等物	3,191,889	3,509,754	317,865
定期預金	309,373	281,422	△27,951
取引所預託金およびその他の顧客分別金	373,686	373,559	△127
計	3,874,948	4,164,735	289,787
貸付金および受取債権：			
貸付金	2,857,405	2,943,472	86,067
顧客に対する受取債権	541,284	459,090	△82,194
顧客以外に対する受取債権	1,731,236	793,669	△937,567
貸倒引当金	△13,012	△53,784	△40,772
計	5,116,913	4,142,447	△974,466
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	12,377,315	10,775,078	△1,602,237
借入有価証券担保金	3,529,797	5,264,360	1,734,563
計	15,907,112	16,039,438	132,326
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資：			
トレーディング資産※	16,853,822	15,674,354	△1,179,468
プライベートエクイティ・デット投資※	44,278	63,825	19,547
計	16,898,100	15,738,179	△1,159,921
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備			
(2020年3月31日現在 397,114百万円、 2021年3月31日現在 395,429百万円の減価償却累計額控除後)	440,512	464,449	23,937
トレーディング目的以外の負債証券※	455,392	426,758	△28,634
投資持分証券※	112,175	126,649	14,474
関連会社に対する投資および貸付金※	367,641	364,393	△3,248
その他	827,022	1,049,432	222,410
計	2,202,742	2,431,681	228,939
資産合計	43,999,815	42,516,480	△1,483,335

※担保差入有価証券を含む

		(単位: 百万円)		
		前 期 (2020. 3. 31)	当 期 (2021. 3. 31)	前期比増減
負債および資本				
短期借入		1, 486, 733	1, 368, 098	△118, 635
支払債務および受入預金:				
顧客に対する支払債務		1, 467, 434	1, 454, 755	△12, 679
顧客以外に対する支払債務		1, 653, 495	1, 773, 699	120, 204
受入銀行預金		1, 276, 153	1, 342, 464	66, 311
計		4, 397, 082	4, 570, 918	173, 836
担保付調達:				
買戻条件付売却有価証券		16, 349, 182	13, 360, 429	△2, 988, 753
貸付有価証券担保金		961, 446	1, 380, 629	419, 183
その他の担保付借入		717, 711	392, 515	△325, 196
計		18, 028, 339	15, 133, 573	△2, 894, 766
トレーディング負債		8, 546, 284	9, 473, 261	926, 977
その他の負債		1, 034, 448	1, 239, 167	204, 719
長期借入		7, 775, 665	7, 975, 012	199, 347
負債合計		41, 268, 551	39, 760, 029	△1, 508, 522
資本				
当社株主資本:				
資本金				
授権株式数	— 6, 000, 000, 000株			
発行済株式数	— 2020年3月31日現在	3, 493, 562, 601株		
	2021年3月31日現在	3, 233, 562, 601株		
発行済株式数				
(自己株式控除後)	— 2020年3月31日現在	3, 038, 587, 493株		
	2021年3月31日現在	3, 063, 155, 434株		
		594, 493	594, 493	—
資本剰余金		683, 232	696, 122	12, 890
利益剰余金		1, 645, 451	1, 533, 713	△111, 738
累積的其他の包括利益		△26, 105	△38, 144	△12, 039
計		2, 897, 071	2, 786, 184	△110, 887
自己株式 (取得価額)				
自己株式数	— 2020年3月31日現在	454, 975, 108株		
	2021年3月31日現在	170, 407, 167株		
		△243, 604	△91, 246	152, 358
当社株主資本合計		2, 653, 467	2, 694, 938	41, 471
非支配持分		77, 797	61, 513	△16, 284
資本合計		2, 731, 264	2, 756, 451	25, 187
負債および資本合計		43, 999, 815	42, 516, 480	△1, 483, 335

(2) 連結損益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	前 期 (2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)	当 期 (2020. 4. 1 ~ 2021. 3. 31)	対前期 比較増減率
収益：			
委託・投信募集手数料	308,805	376,897	22.1
投資銀行業務手数料	103,222	108,681	5.3
アセットマネジメント業務手数料	238,202	230,047	△3.4
トレーディング損益	356,609	310,040	△13.1
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	△93	12,734	—
金融収益	794,472	356,466	△55.1
投資持分証券関連損益	△14,726	14,053	—
その他	165,991	208,317	25.5
収益合計	1,952,482	1,617,235	△17.2
金融費用	664,653	215,363	△67.6
収益合計 (金融費用控除後)	1,287,829	1,401,872	8.9
金融費用以外の費用：			
人件費	479,420	507,906	5.9
支払手数料	106,123	111,550	5.1
情報・通信関連費用	170,317	178,835	5.0
不動産関係費	72,986	72,367	△0.8
事業促進費用	31,885	13,520	△57.6
その他	178,837	287,023	60.5
金融費用以外の費用計	1,039,568	1,171,201	12.7
税引前当期純利益	248,261	230,671	△7.1
法人所得税等	28,894	70,274	143.2
当期純利益	219,367	160,397	△26.9
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	2,369	7,281	207.3
当社株主に帰属する当期純利益	216,998	153,116	△29.4
普通株式1株当たり：			
	(単位：円)		(%)
基本—			
当社株主に帰属する当期純利益	67.76	50.11	△26.0
希薄化後—			
当社株主に帰属する当期純利益	66.20	48.63	△26.5

(3) 連結包括利益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	前 期 (2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)	当 期 (2020. 4. 1 ~ 2021. 3. 31)	対前期 比較増減率
当期純利益	219,367	160,397	△26.9
その他の包括利益：			
為替換算調整額：			
為替換算調整額	△45,000	46,821	—
繰延税額	591	△1,287	—
計	△44,409	45,534	—
確定給付年金制度：			
年金債務調整額	7,843	20,720	164.2
繰延税額	693	△1,626	—
計	8,536	19,094	123.7
自己クレジット調整額：			
自己クレジット調整額	48,295	△91,666	—
繰延税額	△9,779	15,943	—
計	38,516	△75,723	—
その他の包括利益合計	2,643	△11,095	—
包括利益	222,010	149,302	△32.7
差引：非支配持分に帰属する包括利益	2,067	8,225	297.9
当社株主に帰属する包括利益	219,943	141,077	△35.9

(4) 連結資本勘定変動表

	(単位:百万円)	
	前 期 (2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)	当 期 (2020. 4. 1 ~ 2021. 3. 31)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	687,761	683,232
株式に基づく報酬取引	△4,326	11,775
子会社に対する持分変動	△203	—
関連会社の子会社に対する持分変動	—	1,115
期末残高	683,232	696,122
利益剰余金		
期首残高	1,486,825	1,645,451
会計原則の変更による累積的影響額(1)	5,592	△18,200
当社株主に帰属する当期純利益	216,998	153,116
現金配当金	△63,670	△107,104
自己株式売却損益	△294	△346
自己株式の消却	—	△139,204
期末残高	1,645,451	1,533,713
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	17,833	△26,274
当期純変動額	△44,107	44,590
期末残高	△26,274	18,316
確定給付年金制度		
期首残高	△71,107	△62,571
年金債務調整額	8,536	19,094
期末残高	△62,571	△43,477
自己クレジット調整額		
期首残高	24,224	62,740
自己クレジット調整額	38,516	△75,723
期末残高	62,740	△12,983
期末残高	△26,105	△38,144
自己株式		
期首残高	△108,968	△243,604
取得	△150,009	△11
売却	0	0
従業員に対する発行株式	15,373	13,165
消却	—	139,204
期末残高	△243,604	△91,246
当社株主資本合計		
期末残高	2,653,467	2,694,938
非支配持分		
期首残高	49,732	77,797
当期純変動額	28,065	△16,284
期末残高	77,797	61,513
資本合計		
期末残高	2,731,264	2,756,451

(1) 当期の会計原則の変更については、下記「(6) 会計方針の変更」を参照のこと。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位: 百万円)	
	前 期 (2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)	当 期 (2020. 4. 1 ~ 2021. 3. 31)
営業活動によるキャッシュ・フロー:		
当期純利益	219,367	160,397
当期純利益の営業活動から得た (△営業活動に使用された) 現金 (純額) への調整		
減価償却費および償却費	63,583	63,846
投資持分証券関連損益	14,726	△14,053
子会社および関係会社株式売却損益等	△72,841	45,086
建物、土地、器具備品および設備の処分損益 (1)	△3,957	△64,730
営業活動にかかる資産および負債の増減:		
定期預金	△33,029	43,560
取引所預託金およびその他の顧客分別金	△97,424	13,878
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資	△2,754,743	1,468,357
トレーディング負債	428,997	777,741
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券 (純額)	2,224,371	△1,453,871
借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金 (純額)	291,777	△1,242,489
その他の担保付借入	301,019	△326,450
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)	△1,358,242	1,145,429
支払債務	788,007	△33,994
賞与引当金	16,202	15,840
その他 (純額) (1)	△43,756	67,223
営業活動から得た (△営業活動に使用された) 現金 (純額)	△15,943	665,770
投資活動によるキャッシュ・フロー:		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△206,745	△119,875
建物、土地、器具備品および設備の売却	209,197	49,642
投資持分証券の売却	13,323	6,502
銀行業務貸付金の減少 (△増加) (純額)	43,920	△83,412
トレーディング目的以外の負債証券の減少 (△増加) (純額)	△2,359	38,409
事業の取得および売却 (純額) (1)	△2,484	△11,152
関連会社に対する投資の減少 (△増加) (純額)	160,799	△9,182
その他投資およびその他資産の減少 (△増加) (純額) (1)	685	△9,958
投資活動から得た (△投資活動に使用された) 現金 (純額)	216,336	△139,026
財務活動によるキャッシュ・フロー:		
長期借入の増加	2,364,260	2,067,725
長期借入の減少	△2,402,621	△2,068,695
短期借入の増加 (△減少) (純額)	656,205	△325,237
受入銀行預金の増加 (△減少) (純額)	△93,260	126,177
自己株式の売却に伴う収入	285	215
自己株式の取得に伴う支払	△150,009	△11
配当金の支払	△58,416	△76,358
非支配持分からの出資	15,618	6,257
財務活動から得た (△財務活動に使用された) 現金 (純額)	332,062	△269,927
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 に対する為替相場変動の影響額	△27,277	60,884
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の増加額	505,178	317,701
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の期首残高	2,687,132	3,192,310
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の期末残高	3,192,310	3,510,011

(1) 当期の開示方法と整合させるため、過年度の数値を組み替えて表示している。

(6) 会計方針の変更

(貸付金および貸倒引当金の評価に関する会計基準の適用)

2020年4月1日より、野村ホールディングス株式会社は、会計基準アップデート第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」を修正遡及法により適用した。この結果、予想信用損失の計上対象となる金融商品について

て、2020年4月1日時点で貸倒引当金が1,972百万円、その他の負債が638百万円、繰延税金資産が72百万円それぞれ増加し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は2,538百万円の減少となる。

公正価値オプションを選択した金融商品について、2020年4月1日時点で貸付金の帳簿価格が9,774百万円減少し、その他の負債5,888百万円を追加計上し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は15,662百万円の減少となる。

(7) 重要な後発事象

野村ホールディングス株式会社の子会社における、米国顧客との取引に起因した2021年4月1日以降の損失は4月23日現在で約620億円(約5.7億米ドル)になる。

<訂正後>

1 事業等のリスク

発行会社が2020年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および2020年12月23日に関東財務局長に提出した半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日(2021年6月28日)までの間における、変更および追加事項は以下のとおりである。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日(2021年6月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

<当社固有のリスク>

(1) オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に係るリスクを含んでいる。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

(2) 市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター(金利、為替、有価証券等の価格)の変動により、保有する金融資産および金融負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

市況の低迷等に伴う業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

<野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

目次

経営環境に関するリスク

1．野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

- (1) 新型コロナウイルスの流行が、野村グループのビジネス、顧客および従業員に悪影響を及ぼしており、今後も継続する可能性がある
- (2) 自然災害、テロ、武力紛争、新型コロナウイルス以外の感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある
- (3) 野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある
- (4) 英国による欧州連合離脱は、野村グループのビジネスに各種の影響を与える可能性がある
- (5) LIBORから代替金利指標への移行等が、野村グループのビジネスに不利に影響する可能性がある
- (6) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

2．金融業界は激しい競争に晒されている

- (1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化している
- (2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している
- (3) 野村グループの海外ビジネスは想定以上に厳しい環境に立たされており、今後、ビジネス・モデルの再構築が成功しない可能性がある

3．市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

4．気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の要素が野村ホールディングスの事業に影響を及ぼす可能性がある

事業に関するリスク

5．野村グループのビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を生じる可能性がある

- (1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある
- (2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある
- (3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

- (4) 野村グループのリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある
- (5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある
- (6) 野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある
- (7) 野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある
- (8) 野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある

6. 野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

- (1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある
- (2) 野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない
- (3) 野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

7. 野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

8. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

9. 野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

財務に関するリスク

10. 連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

11. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

- (1) 野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある
- (2) 野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある
- (3) 信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

12. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

非財務リスク

13. 役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

14. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

15. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

- (1) 野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある
- (2) 野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある
- (3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある
- (4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

16. 野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

17. 野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

経営環境に関するリスク

1. 野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。あるいは金融市場に限らず、例えば日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の社会情勢は、野村グループの事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

(1) 新型コロナウイルスの流行が、野村グループのビジネス、顧客および従業員に悪影響を及ぼしており、今後も継続する可能性がある

2020年から続く新型コロナウイルス感染症の世界的流行とそれにとまなう各国政府による感染拡大防止策により、株価の急落・金利の乱高下・ボラティリティの高まり・クレジット・スプレッドの急拡大等の混乱などのリスクが顕在化した。日本、欧米や他の地域を含め、都市封鎖の拡大や外出禁止令等の類似の政府要請が世界的に相次ぐ事態を招き、現在も一部の地域でこれらの措置が継続している。これらの都市封鎖の拡大等に対応するため、野村グループでは、緊急対応措置を実施し、従業員が在宅勤務できるための環境を整備している。しかしながら、これらの施策が十分に機能せず、遠隔での勤務による、監督上の課題やサイバー攻撃を含む追加的なリスクが増大する可能性もある。また、このような事態の継続は、一部の地域に限定されたとしても社会・経済機能に影響し、野村ホールディングスのビジネスや収益の結果に影響しており、今後も影響が継続する可能性がある。ワクチン接種が進展することで感染拡大は徐々に収束する可能性はあるが、その後も、世界的な混乱および経済活動の縮小が継続した場合、野村グループのビジネス、経営成績および財政状態に悪影響を与える可能性がある。野村グループは、今後も社内の危機管理とともに経営環境における関連リスク動向を監視・管理していく。

(2) 自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しているが、想定を上回る規模の災害、テロ行為または武力紛争、広範囲の感染症等により、野村グループの施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性がある。また、新型コロナウイルス以外の未知の感染症等により役職員による業務遂行に支障が生じる可能性がある。

(3) 野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにとまなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。例えば、日本の低金利環境が継続することによるフィクスト・インカム収入の低下などが挙げられる。

(4) 英国による欧州連合離脱は、野村グループのビジネスに各種の影響を与える可能性がある

2020年1月31日、英国は英国および欧州連合間（以下「EU」という。）の離脱協定に基づき、EUを離脱（以下「Brexit」という。）し、2020年12月31日には、EU法および諸規定が英国に適用される移行期間

(以下「移行期間」という。)が終了した。英国およびEUは、移行期間の終了前に両国関係を規定する貿易協力協定を締結したが、この協定は金融業界を包括的に取り扱うものではないため、Brexitが野村グループの事業に及ぼしうる長期的影響については依然として不確実性が継続している。野村グループは従来、英国ロンドンに設立した証券会社であるノムラ・インターナショナル・ピーエル・シー(以下「NIP」という。)を主な地域本部としてビジネスを展開していたが、移行期間の終了にともない、ドイツ連邦共和国に設立した許認可証券会社であるノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー(以下「NFPE」という。)を中心に顧客サービス等を提供する体制へと転換している。野村グループは、移管にともなうリスクを最小限に留めるべく、また市場全体の不確実性の影響を軽減すべく、各種対応を進めているが、移管の遅延や移管にともなうより広範な金融システムへのリスクが野村グループのビジネス、経営成績および財政状態に影響が生じる可能性は残存している。

(5) LIBORから代替金利指標への移行等が、野村グループのビジネスに不利に影響する可能性がある

野村グループは、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)などの銀行間取引金利(IBORs)を変動金利として参照する金利スワップをはじめとしたデリバティブ取引や、債券等の引受・販売を行っている。LIBORを不正に操作する事件が2012年に発生した後、2021年3月5日にファイナンシャル・コンダクト・オーソリティーが公表した声明によって、すべての通貨・テナーのLIBORについて公表停止時期が確定した。日本をはじめとした各国当局からも、LIBORを参照する金融取引について、代替金利指標への移行や、LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応を求める意向が示されてきており、LIBORを参照する契約のうち公表停止以降も継続するものは代替金利指標を参照するよう置き換えるか、フォールバック・レートを契約当事者間で公表停止前に予め合意しておくか、いずれかが求められる。野村グループは、LIBORを参照する取引を円滑に移行させるため、全社でのLIBOR移行プログラムを開始した。しかしながら、代替金利指標の詳細な仕様については各国で議論が続けられている状態であることに加え、移行にともなって適用される金利指標の計算方法の変更や、締結される契約や適用される会計処理の変更等により、システムの改修やオペレーションの変更、顧客への情報開示等への対応にかかる追加的な費用やリスクの発生、IBORsを変動金利として参照するデリバティブ取引や債券等の価格や価格変動性、市場流動性に影響を与える可能性があり、その結果、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性または取引の相手方や取引関係者との紛争や訴訟等が発生する可能性がある。また、代替金利指標を参照する取引が市場に普及・定着していないため、今後の動向には不確実性があり、野村グループのビジネスに起こりうる混乱を回避できない可能性がある。

(6) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

野村グループは、これらの市場リスクおよび資金流動性リスク等を日々計測し、事前に設定したリミットを超過する場合は即座の対応をとる等のリスク管理体制を整備している。

2. 金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判(レピュテーション)、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

(1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化している

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年には銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となり、2009年には商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになった。競争力を増した日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。上記に加え、近年はオンライン証券会社の台頭、デジタルライゼーションやデジタル・トランスフォーメーション(DX)と呼ばれる潮流によりフィンテック企業の台頭や非金融企業の金融サービス参入など、従来の業界領域を超え、競争が一層激化の様相を呈している。野村グループはこうした競争環境の変化に対応するべく、既に多角的な取組みを始動させている。しかしながら、激化する競争環境において、このような取組みが野村グループのシェアの維持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村グループのビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性がある。

(2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。これら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を引き続き強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

(3) 野村グループの海外ビジネスは厳しい環境に立たされており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争している。このような競争に向けて、野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきた。

一方で、欧州金融機関による市場関連業務からの撤退や各国中央銀行による金融緩和政策等を背景に、市場構造が大きく変化しており、市場全体の流動性も低下している。野村グループは、このような厳しい環境に対応するべく取り組んでいるが、2019年3月期においては81,372百万円ののれん減損を計上することとなった。

2019年4月以降、野村グループのホールセール部門は、オペレーティングモデルのシンプル化、ビジネスポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの再構築をしており、その見直しにより、不採算ビジネスの縮小・撤退を行うとともに、各地域で強みのあるビジネスに注力する体制を構築している。野村グループは、国際的な事業展開を展開していくにあたり、オーガニックだけでなく、2020年のグリーンテック社の買収などインオーガニックにも、事業を成長させてきた。今後も、競争環境を俯瞰しながらビジネスポートフォリオ全体の見直しは継続し、各種リスクを考慮のうえで戦略を実行していく所存だが、スピードも意識する必要がある中で想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じたりすることとなった場合などには、野村グループのビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村グループのビ

ジネスおよび経営成績に影響を与える可能性がある。さらに、戦略の実行にともなう人員数や報酬の削減により、野村グループのビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性がある。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村グループがグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性がある。

3．市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測が困難な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2011年3月の東日本大震災、2017年の北朝鮮による核実験実施等にもなう朝鮮半島情勢の緊張の高まり、2018年以降の米中通商摩擦、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大のような突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

4．気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の要素が野村グループの事業に影響を及ぼす可能性がある

企業経営における環境、社会、ガバナンス（以下「ESG」という。）の側面に注目が高まる中、野村グループはこれらの分野における取組みを継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーの観点からも、積極的にその態勢を整えることが必要となっている。ESGへの配慮が充分でない事業活動は、野村グループの持続可能なビジネス・モデルの構築を妨げるばかりでなく、中長期的には、気候変動などESG関連のリスクに対する脆弱性を高める可能性がある。

野村グループは、気候変動が主要なグローバル課題の一つであると認識している。気候変動がもたらす直接的な影響と、それにもなうビジネス環境の変化により野村グループは損失を被る可能性がある。気候変動リスクとは、異常気象によって引き起こされる災害や海面上昇などにより、人的被害や財産的損害が生じるリスク（物理的リスク）と、気候変動リスクに対処するための移行に向けた各国政府の政策変更や急速な技術革新等により、変化に対応できずに取り残されるリスク（移行リスク）に大別され、それらの変化に対応できないビジネスや資産が毀損されるリスクを含む。

事業に関するリスク

5．野村グループのビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を生じる可能性がある

（１）トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等でトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバー

ス・レボも含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産のポジションの価値に影響を与える場合があり、それぞれ下落はロング・ポジションに、上昇はショート・ポジションに影響を及ぼす可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産の価格変動により、また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをすることにより、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティの変化により作り出される。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュエーション・アット・リスク(以下「VaR」という。)で計測されるリスク量が上昇し、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資にともなう高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがある。

例えば、2021年3月には、米国顧客とのプライム・ブローカレッジ取引において顧客にマージンコールを要請するも入金がなく債務不履行を通知して契約解消を行い、当該顧客との取引のヘッジとして保有していたポジションの処理を実施した。詳細は野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第117期)の「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 エグゼクティブ・サマリー 米国プライム・ブローカレッジ顧客との取引に起因した多額損失の件(以下「米国PB顧客取引に関する損失」)」を参照のこと。市場への影響と野村ホールディングスの損失の最小化を図りながらポジション処理を進めたが、2021年3月期に2,042億円のトレーディング損失を計上したほか、当該取引先が担保として差し入れていた有価証券の貸付金に対する価値が減少したこととともない現在予想信用損失にかかる貸倒引当金繰入額416億円を計上することとなった。2022年3月31日に終了する連結会計年度の第1四半期連結会計期間において、当該ポジションの解消が完了したことにより、2021年6月30日に終了する四半期連結会計期間において約650億円の追加損失を計上する見込みである。野村ホールディングスは、米国PB顧客取引に関する損失への対応として、リスク管理活動の改善を含めて取り組んでいるが、野村ホールディングスのビジネス・モデルには必然的に重要なトレーディング活動が含まれており、その結果、将来的に再び重要な損失を計上する可能性がある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村グループの格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それにとまなう収益性の低下を招く可能性がある。米国PB顧客取引に関する損失の後、複数の格付機関が野村ホールディングスの格付に対する見通しを下方修正したが、前向きに解決しなければ、野村ホールディングスの格付は引き下げられる可能性がある。下記「第2 事業等のリスク 財務に関するリスク 11.資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある (3) 信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある」を参照のこと。

(2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

野村グループは、マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、プライム・ブローカレッジ取引、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、多額の資金をこれらのビジネスに投じている。その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。これらの有価証券の価格の変動は、必要に応じてそれら进行处理・換金できる価格に重大な影響を与える可能性があり、その結果、米国PB顧客取引に関する損失に関連して発生したような、重大なトレーディング損失を計上することがある。野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書 (第117期) の「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 エグゼクティブ・サマリー 米国プライム・ブローカレッジ顧客との取引に起因した多額損失の件 (以下「米国PB顧客取引に関する損失」)」も参照のこと。なお、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合がある。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村グループは損失を被る可能性がある。

(3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、野村ホールディングスが自己または顧客のために締結する金融商品から生じるリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。さらに、すべてのヘッジ戦略がすべての種類のリスクに対して有効であるわけではなく、リスクが適切に管理されていない場合には、特定の戦略がリスクを増加させる可能性がある。例えば、米国PB顧客取引に関する損失に至る取引の多くは、顧客に特定の株式に対する「トータル・リターン・スワップ」と呼ばれるデリバティブ取引のエクスポージャーを増大させていた。詳細は野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書 (第117期) の「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 エグゼクティブ・サマリー 米国プライム・ブローカレッジ顧客との取引に起因した多額損失の件 (以下「米国PB顧客取引に関する損失」)」を参照のこと。野村ホールディングスは、顧客へのトータル・リターン・スワップをヘッジするために、原資産を保有していた。しかしながら、この特定のヘッジ戦略は、顧客によるデフォルトのリスクや、変動の激しい市場環境において当該ポジション进行处理する必要が出る場面のリスクをヘッジすることを意図したものではなかった。このようなリスクが顕在化した際、原資産を保有するというヘッジ戦略において市場の変動に晒され、損失を計上するに至った。

(4) 野村グループのリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に

評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。さらに、野村ホールディングスの組織構造やガバナンスの枠組みにおける潜在的な弱点があった場合には、各自の役割や責任について誤解を招く可能性もある。また、規程や手続き自体の精度にかかわらず、その趣旨が有効に機能するためには適切に実行に移され、遵守されなければならない。

例えば、米国PB顧客取引に関する損失においては、顧客のカウンターパーティ・リスクや、顧客とのブライム・ブローカレッジ取引の原資産である有価証券に関する市場リスクのエクスポージャーにより巨額の損失が生じた。野村ホールディングスは、リスク管理の方針・手続きおよびその実施状況を総合的に見直し、改訂し、強化するための諸施策を検討し、実施している。野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書 (第117期) の「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (米国顧客との取引に起因した多額損失に関する課題)」を参照のこと。それら対策は進行中だが、完了したとしても、将来の同様のリスク管理上の弱点を防止したり、同じ事業内または他の事業において将来の損失を防止するための規程や手続きが有効ではなくなるようなその他の弱点を特定して修正したりするためには十分ではない可能性がある。

(5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、先だっての米国PB顧客取引に関する損失顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性がある。

(6) 野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低手数料率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

(7) 野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

例えば新型コロナウイルスの世界的流行による2020年2月以降の市場低迷を受けて、2019年3月期と比べて2020年3月期の投資銀行業務の収益は落ち込んだ。2021年3月期は2020年3月期に比べれば回復しているものの、M&A案件やその他の投資銀行業務の減少により収益が低迷する可能性もある。

(8) 野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある

電子取引システムは、野村グループのビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムである。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となる。電子取引における競争は激化しており、競合他社における大幅な手数料の引き下げや無手数料取引の導入は、野村グループの電子取引収益だけでなく収益全体を圧迫する可能性がある。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少することが予想される。電子取引の利便性により取引量は今後増加する可能性があるが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村グループの収入が減少する可能性がある。野村グループは今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定であるが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性がある。

6. 野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務あるいは担保差入れ等の一定の義務を負うことがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。米国PB顧客取引に関する損失では、米国のプライム・ブローカレッジ取引の顧客が、トレーディング業務に関して追加証拠金を差し入れる義務と、野村ホールディングスが保有する担保に対して貸し付けた金額を返済する義務を不履行にした。詳細は野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第117期)の「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 エグゼクティブ・サマリー 米国プライム・ブローカレッジ顧客との取引に起因した多額損失の件(以下「米国PB顧客取引に関する損失」)」を参照のこと。貸倒引当金の準備と維持は行っているが、当該引当金は、入手可能な限りの情報に基づく経営者の判断および仮定に基づいている。しかしながら、これらの判断および仮定は、不正確であることが判明する可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

- ・ 第三者が発行する証券の保有
- ・ 証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手である金融機関やヘッジファンドなど野村グループの取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

(1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生する債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼ

す可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

(2) 野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない、あるいは情報を正確に管理・評価できない可能性がある。例えば、米国PB顧客取引に関する損失の原因となった債務不履行に陥った顧客に関する信用リスク評価では、顧客の取引活動の全容が十分に反映されていなかった。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、米国PB顧客取引に関する損失の場合において当該顧客に対して行った融資のように、当該担保の市場価格が急激に下落して担保価値が減少した場合、担保不足に陥る可能性がある。

(3) 野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

7. 野村グループは持株会社であり、野村グループの子会社からの支払に依存している

野村グループは持株会社であり、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村グループの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村グループの主要なブローカー・ディーラー子会社である野村證券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、自己資本規制の変更や要求水準によっては、野村グループへの資金移動が制限される可能性がある。野村グループは、関連する法規制に基づき野村グループ間における資金移動について日々確認し管理しているが、これらの法規制は野村グループの債務履行に必要となる資金調達の方法を制限する可能性がある。

8. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは、プライベートエクイティ投資を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。例えば、2020年3月期においては、新型コロナウイルスの感染拡大による市場の混乱により、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損失164億円および投資持分証券の評価損166億円を認識した。市場の環境によっては、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

9. 野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

マネー・マネジメント・ファンド (MMF) やマネー・リザーブ・ファンド (MRF) といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。しかし急激な金利上昇にともなうポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。また、野村グループは運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドに対し繰上償還や入金制限を行う可能性がある。例えば、野村グループの子会社である野村アセットマネジメント株式会社は、2016年8月末にMMFの運用を終了し同年9月に資金を償還した。

また、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。

上記事象の結果、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

財務に関するリスク

10. 連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。例えば、野村グループは2020年4月1日にグリーンテック・キャピタル・エル・エル・シー（以下「グリーンテック」という。）の全持分を取得し12,480百万円を連結貸借対照表に計上している。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性があり、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。例えば、野村グループは、2019年3月期において、ホールセール部門での過去の海外での買収に関連して、81,372百万円のものれんの減損を認識している。

11. 資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。その内容は以下のとおりである。

(1) 野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レポ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付けの低下

上記に加え、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

（２）野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性があり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

（３）信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。例えば、2021年３月の米国PB顧客取引に関する損失の後、フィッチ・レーティングス社は野村ホールディングスの信用格付をネガティブ・ウォッチに設定し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社は野村ホールディングスの信用格付の見通しをネガティブに変更したが、いずれも将来的に野村ホールディングスの信用格付を格下げする可能性がある。詳細は野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書（第117期）の「第２ 事業の状況 ３ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 エグゼクティブ・サマリー 米国プライム・ブローカレッジ顧客との取引に起因した多額損失の件（以下「米国PB顧客取引に関する損失」）」を参照のこと。将来格下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

12．連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。野村グループが保有する関連会社の株式の市場価格が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。例えば、野村グループは2021年３月期に野村不動産ホールディングスに対する投資にかかる減損損失47,661百万円を計上した。

非財務リスク

13. 役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村グループやその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

例えば、2019年3月5日、東京証券取引所（以下「東証」という。）が設置した「市場構造の在り方等に関する懇談会」の委員を務める、株式会社野村総合研究所の研究員（以下「NRI研究員」という。）から、野村証券のリサーチ部門に所属するチーフストラテジスト（以下「ストラテジスト」という。）に対し、東証で議論されている市場区分の見直しについて、上位市場の指定基準および退出基準が時価総額250億円以上とされる可能性が高くなっている旨の情報が伝達され、さらに、当該情報は、同日および翌日に、ストラテジストから、野村証券およびノムラ・インターナショナル（ホンコン）リミテッドの日本株営業担当の社員等に伝達された。また、当該情報を受領した一部の社員は、顧客である一部の機関投資家に対して当該情報を提供した。当該情報提供は、法令違反ではなかったが、野村グループおよび野村証券やその役職員に対する市場参加者からの信頼を損なう行為で不適切な情報伝達であったといえる。外部有識者による特別調査を経て、2019年5月24日、野村グループは、上記の不適切な情報伝達が発生したことを踏まえ、再発防止策ならびに野村グループおよび野村証券の関係役員の役員報酬の一部返上を公表した。さらに、2019年5月28日、野村グループおよび野村証券は、上記の不適切な情報伝達事案が発生したことにより、金融庁から、責任の所在の明確化、詳細な改善計画策定およびその提出、再発防止策の実施状況の定期的報告ならびにその実効性を定期的に検証して検証結果の報告を求めること等を内容とする業務改善命令を受け、2019年8月28日には、株式会社東京証券取引所より過怠金1,000万円の処分を受けた。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があり、こうした行為に巻き込まれることにより、野村グループの将来のレピュテーションや財政状態に影響が及び、野村グループが被る損失が多額になり、また野村グループに対する信頼が損なわれる等の悪影響を受けるおそれがある。

野村グループは、「野村グループ行動規範2021」を2021年3月19日に策定するとともに、コンプライアンス研修等の実施、内部通報制度での対応の充実等を通じて、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの実装済の対策または今後追加する対策により役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為や詐欺的行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為や詐欺的行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループは一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失し、将来の収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

14. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競

合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を特定し対処するための野村グループ利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失い、収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性がある。

15. 野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社有価証券報告書（第117期）の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 21 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。野村グループは、重大な法的責任が発生した場合、専門家や第三者機関等にも助言を求め、適切な方針を策定の上、これらへの対応を行っているが、紛争等の動向によっては、野村グループのレピュテーションや財政状態に影響が及び、経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(1) 市場低迷を原因とした法的責任の可能性が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

(2) 規制による業務制限や、業務処分等による損失が発生し、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主

規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。例えば、米国司法省は、2009年以前に野村グループの米国子会社の一部が取り扱った住宅ローン担保証券について調査を実施した。2018年10月15日、これらの野村ホールディングスの米国子会社は、調査に関して米国司法省と和解し、480百万ドルを支払うことに同意した。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するため、随時モニタリングや社内管理体制の構築といった対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理体制の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

(3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）によるいわゆるバーゼル と呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルの最終規則文書が公表された。また、2012年10月、バーゼル委員会は、国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」という。）に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。2015年12月、金融庁は野村グループをD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、金融安定理事会（以下「FSB」という。）は、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）に対して破綻時の総損失吸収力（以下「TLAC」という。）を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2018年4月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年3月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表した。野村グループは、現時点ではG-SIBsに選定されていないが、これにより、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

(4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態

に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書（第117期）の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 16 法人所得税等」を参照のこと。

16. 野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件や不正利用の事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、適用されるポリシーや手続きを定め、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩または不正利用が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から行政処分や罰則を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩（業務委託先による漏洩を含む。）または不正利用により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、顧客から預かった個人情報の利用が制限されることにより、既存事業や新規事業に悪影響を及ぼす可能性がある。更に、不正漏洩または不正利用の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

17. 野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループのビジネスは、個人および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、過去において、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になってきたが、今後も再び標的になる可能性がある。例えば、2018年6月に、海外子会社において、当該子会社のデスクトップ・ネットワークにマルウェア（不正・有害な動作を行う目的で作成されたソフトウェア）による不正なアクセスがあったことが判明した。それを受けて、野村グループは、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して報告し、また、顧客その他の個人に対してその情報が影響を受ける可能性があることを伝えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の多くがネットワーク技術を利用してリモートワークを行っている。これにより、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となる可能性が高まる恐れがある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々

進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならない可能性がある。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

該当事項なし。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第2【保証会社以外の会社の情報】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【当該会社が提出した書類】

<訂正前>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第116期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月30日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(第117期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

2021年2月15日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2021年6月24日)までに、2021年3月3日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2021年6月24日)までに、2021年3月29日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2021年6月24日)までに、2021年4月27日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2021年6月24日)までに、2021年5月7日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2021年6月24日)までに、2021年5月17日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2021年6月24日)までに、2021年6月23日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の2021年3月29日付の臨時報告書の訂正報告書)を2021年4月27日に関東財務局長に提出

訂正報告書(上記 の2021年3月29日付の臨時報告書の訂正報告書)を2021年5月18日に関東財務局長に提出

<訂正後>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第117期）（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

2021年6月25日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

【臨時報告書】

該当事項なし。

【訂正報告書】

該当事項なし。